

## 第 16 回 氷川参道歩行者専用化検討協議会（2020 年 9 月 23 日）

### ① 開催概要（議事要旨）

|      |   |
|------|---|
| 日時   | 令和 2 年 9 月 23 日（水） 10 時 00 分～11 時 40 分  |
| 場所   | 大宮区役所 4 階 401、402 会議室   |
| 出席者  | <p><b>【学識】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉大学 理工学研究科 教授 久保田 尚</li> <li>・埼玉大学 理工学研究科 准教授 小嶋 文</li> </ul> <p><b>【交通管理者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県警察本部 交通規制課 課長 市川 光浩<br/>(道路協議補佐 瀬沼 文弘)</li> </ul> <p><b>【道路管理者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市 建設局 北部建設事務所 所長 山本 達雄<br/>(参事兼課長 田中 美和)</li> </ul> <p><b>【沿線自治会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉敷町 1 丁目自治会 会長 関口 彰一</li> <li>・吉敷町 3 丁目自治会 会長 宮路 宣和<br/>(副会長 木村 英夫)</li> <li>・吉敷町 4 丁目自治会 会長 大澤 規郎<br/>(副会長 石井 正昭)</li> <li>・浅間町 1 丁目自治会 会長 秋山 悦男</li> <li>・浅間町 2 丁目自治会 会長 井端 清美<br/>(副会長 黒須 克之)</li> <li>・仲町 3 丁目自治会 会長 辻 勇一<br/>(相談役 山田 雄俊)</li> <li>・東町 1 丁目自治会 会長 澤田 好雄</li> <li>・下町明美会 会長 小笠原 恒夫</li> </ul> <p><b>【協議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氷川の杜まちづくり協議会 会長 小峯 政昭</li> <li>・ " 副会長 山田 とも子</li> <li>・ " 副会長 本島 紋次郎</li> <li>・ " 副会長 横山 好之</li> </ul> |
| 欠席者  | <p><b>【交通管理者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮警察署 交通課 課長 岡崎 剛</li> </ul> <p><b>【沿線自治会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉敷町 2 丁目自治会 会長 花俣 幸太郎</li> <li>・大門町 3 丁目自治会 会長 逸見 裕一</li> </ul>  |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員名簿、席次表</li> <li>・資料 1 これまでの取り組みについて</li> <li>・資料 2 生活道路内の交通量増加などへの対策の検討</li> <li>・資料 3 現況の自転車通行に関する対策の検討</li> <li>・資料 4 今後のスケジュールについて</li> <li>・参考資料 1 第 15 回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 議事要旨</li> <li>・参考資料 2 氷川参道周辺図</li> <li>・参考資料 3 氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱</li> </ul>   |



## ② 議題（議事要旨）

| 発言者     | 内容   |
|---------|--|
| (1) 資料1 | これまでの取り組みについて  |
| 事務局     | ～資料1 これまでの取り組みについて～<br>説明  |
| —       | ・意見なし  |
| (2) 資料2 | 生活道路内の交通量増加などへの対策の検討   |
| 事務局     | ～資料2 生活道路内の交通量増加などへの対策の検討～<br>説明   |
| 座長      | ・北区間一部（歩専化）（P9③）のメリットにおいては、ライジングボラード等により、規制時間内も通行可になるということであるため、規制時間「以外」を「内」に表現の変更をすること。   |
| 事務局     | ・資料を修正変更する。  |
| 委員      | ・（旧）一灯式信号交差点への狭窄の設置等（P8②）に関して、東側生活道路①方面からの右折による北進交通が多いということか、またその対応ということか。<br>・東側生活道路①方面からの右折による北進交通より、氷川緑道西通線方面からの左折による北進交通や産業道路方面への直進交通の方が多いと感じており、その対応の検討は行わないのか。<br>・（旧）一灯式信号交差点の流入状況はわからないのか。 |
| 事務局     | ・あくまで、交通量の増加が課題である東側生活道路①の通過抑制対策の検討ととらえている。  |
| 座長      | ・今年度調査において、地点⑩⑪⑫を方向別に計測することによって、（旧）一灯式信号交差点の北進方向への流入がどちらから来ているかが把握できるため、その結果を踏まえて、東側生活道路①方面からの右折による北進交通への対応だけで良いのか、氷川緑道西通線方面からの左折による北進交通への対応も考えるのかを検討するということが良いのではないのか。                            |
| 事務局     | ・交通量調査結果を見て、今後検討していくものとする。   |
| 座長      | ・北区間一部（歩専化）（P9④）においても、ライジングボラードの対応が可能であり、備考欄に追記しておいた方が良いのではないのか。   |
| 事務局     | ・方法としては交通量によって変わってくる。許可車両の通行が頻繁な場合は、ライジングボラードは有効であるが、そうでない場合はバリカーでも対応可能である。この点についても今後議論していく必要があると考えている。それらを踏まえ、ライジングボラードを追記するものとする。  |
| 委員      | ・方向別交通量調査箇所は、全方向の交通量を把握するという理解で良いか。<br>・東側生活道路①への脇道からの流動等も把握できるということか。   |
| 事務局     | ・全方向計測する予定である。<br>・ただし、全ての脇道を調査地点とすることは難しいため、地域住民の方からの声も踏まえて流入が多いと想定される地点を設定している。  |
| 委員      | ・重要ポイント②（P17）の①から④の東側生活道路①への流入要因について、過去に把握しているのか。<br>・特に、一の鳥居方面から北進してきた車両は、ほとんどが右折左折   |

| 発言者                              | 内容  |
|----------------------------------|---|
|                                  | して東側生活道路①に流入していると思われるため、その実態を把握してもらいたい  |
| 座長                               | 地点⑤については、方向別交通量調査箇所となっているが、南区間からの流入を分けて把握するという理解で良いか。   |
| 事務局                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度までの調査では、一部調査を実施しているが断面であったり、計測時間が短時間であったりと、詳細の状況は把握できていない状況にあり、今年度調査していく予定である。</li> <li>・ 地点⑤については、南区間からの流入を分離して計測する予定である。</li> </ul> |
| 委員                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氷川緑道西通線の交通量が思ったよりも少ない気がするが、いかがでしょうか。</li> <li>・ 今後、歩行者専用化を拡大していく際に、抜け道の議論が再発しないように、事前に周辺の状況も把握すべきではないか。</li> </ul>                       |
| 座長                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査地点の過不足等があれば、この場で挙げてもらいたい。</li> <li>・ また、想定した対応策・考え方やポイントで、資料に示す調査を実施し、結果を見て、今後の対策を検討するという流れで良いか。</li> </ul>                            |
| —                                | ・ 意義なし  |
| <b>(3) 資料3 現況の自転車通行に関する対策の検討</b> |   |
| 事務局                              | ～資料3 現況の自転車通行に関する対策の検討～<br>説明   |
| 委員                               | ・ 区役所と市民会館の間等も同様に車止めを配置しているが、北側だけの対応で良いのか。  |
| 事務局                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の状況から見て、飛び出し等の問題が発生しているのが北側の箇所となっている。</li> <li>また、参道の工事と併せて車止めの配置の見直しが行えるため、今回は北側の箇所の対応を行いたいと考えている。</li> </ul>                         |
| 委員                               | ・ (旧)一灯式信号交差点では、自転車同士が錯綜することがあるが、どちらが止まらないといけないのか。南北・東西方向のどちらの道路が優先道路になるのか。   |
| 委員                               | ・ 自転車に乗っている場合は軽車両になる。東西方向には「止まれ」があるため、道路交通法上では参道の方が優先道路となる。   |
| 委員                               | ・ 参道に入る自転車等の対策に見受けられるが、参道から出る自転車についても対策が必要と感じる。   |
| 座長                               | ・ 今回の対策は出入り双方に対応している。   |
| 委員                               | ・ おさんぽカーの検証を行っているが、実際の利用者の声も聴いて、利用のしやすさの確認を行っているのか。   |
| 座長                               | ・ おさんぽカーの他、ベビーカー（双子用）などもある。   |
| 事務局                              | ・ おさんぽカーについては保育園の方々に御意見を聞いて行っているが、双子用ベビーカーについては検証していないため、確認を行う。   |
| 座長                               | ・ 本協議内容で出た双子用ベビーカーが通行可能かを確認することを前提に、本資料の提案内容で進めていくことで良いか。   |
| —                                | ・ 意義なし  |

| (4) 資料4 今後のスケジュールについて |   |
|-----------------------|---|
| 事務局                   | ～資料4 今後のスケジュールについて<br>説明～   |
| —                     | ・意見なし   |
| (5) その他の質問            |   |
| 委員                    | ・自転車走行について、高校生や若い人（アスリート）等がすごいスピードを出しているが、速度に関して何か制限はあるのか。  |
| 委員                    | ・原動機付き自転車であれば法定速度があるが、自転車に関してはそのような規制がない。小学生等には交通教室を行っているが、あくまでマナーとなっている。   |
| 座長                    | ・参道の歩行者専用化された区間に関しては、歩行者優先で自転車は徐行する決まりとなっていると思うがいかがか。   |
| 委員                    | ・その通りである。   |
| 委員                    | ・参道の通行マナーとして、真ん中を歩行者優先、両側を自転車が走行する形にすれば良いのではないか。  |
| 事務局                   | ・基本的な考え方は合致しているが、参道内の自転車走行空間を明確にしすぎると、自転車の速度が速くなることも懸念される。今年度、中区間の工事が完了すれば、設えによる緩やかな誘導となり、その状況については次年度以降の検討課題と考えている。  |
| 委員                    | ・以前より設えについて検討しており、明確に分けると申しているわけではなく、設えによる緩やかな誘導を促すにはどうしたら良いのか検討する必要があると思っているということである。  |
| (6) 事務局より連絡           |   |
| 事務局                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回2021年1月26日(火)大宮区役所内とし、実態調査結果の報告や対策の方向性等についての協議を予定している。詳細については2週間前までに委員宛に通知する。</li> <li>・会議資料については、ご指摘いただいた事項を修正の上、ホームページに公開する。</li> </ul> |

以上